# ④「JASSO海外留学支援制度」、「官民協働海外留学支援制度(トビタテ!留学 JAPAN)」に採用になった方へ

「JASSO 海外留学支援制度」、「官民協働海外留学支援制度(トビタテ!留学 JAPAN)」に採用になられている場合、国内で貸与を受けている奨学金に関する手続き が異なります。以下の一覧を参考に手続きを行ってください。

## ≪現在奨学金の貸与を受けている方≫

### ◆留学中の継続貸与を希望する場合

国際課を通じての「JASSO 海外留学支援制度」、「官民協働海外留学支援制度(トビタテ! 留学 JAPAN)」申請手続きの中で、国内での貸与奨学金の継続を希望する旨をお伝えください。「②留学奨学金継続願」の提出は必要ありません。

#### ◆留学中の休止を希望する場合

別紙「③異動届(休止)の提出」を確認の上、期限内に手続きを行ってください。

# ≪奨学金の追加・新規出願を希望する場合≫

別紙「①短期留学奨学金(第二種)」を確認の上、期限内に出願手続きを行ってください。

なお、「JASSO 海外留学支援制度」採用者については、以下の「第一種奨学金(海外協定派遣対象)」の出願も可能です。希望される方は、以下の詳細をご確認の上、手続きを行ってください。(※「官民協働海外留学支援制度(トビタテ!留学 JAPAN)」採用者は対象外)

# ◎第一種奨学金(海外協定派遣対象)について◎

# ≪制度概要≫

◆奨学金の種類

第一種奨学金(無利子貸与奨学金)※国内の第一種奨学金と同様

## ◆貸与月額

30,000 円・54,000 円・64,000 円(自宅外生のみ選択可)の中から希望の額を 選択します。

#### ◆貸与期間

①貸与始期:海外留学支援制度(協定派遣)の支給開始月

②貸与終期:開学留学支援制度(協定派遣)の支給終了月(※途中辞退可)

#### ◆保証制度

①か②のいずれかを選択します。

①人的保証制度:連帯保証人及び保証人を選任

②機関保証制度:保証機関の連帯保証を受ける。(保証料の支払いが必要)

#### ◆貸与対象者

当該年度海外留学支援制度(協定派遣)の給付を受ける者のうち、3ヶ月以上1年以内の期間で短期留学する者

なお、次のものは対象外ですので、ご留意ください。

- ①海外留学支援制度(協定派遣)の給付期間が3ヶ月未満の者
- ②国内の第一種奨学金を貸与継続中のもの(第一種奨学金の重複貸与は不可)
- ◆留学時特別增額貸与奨学金(有利子·一時金)(別紙参考)

留学時に必要な一時資金として、月額とは別に留学時1回限りの増額貸与を申し込むことができます。10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から希望の額を選択します。

- ★選択した貸与月額の初回振込時に併せて振り込みます。(留学前の振込不可)
- ★留学時特別増額貸与奨学金のみの申請はできません

## ≪新規出願手続きの手順≫

- 1. 奨学金係窓口で説明資料を受け取る(JASSO 採用決定後)
- 2. 資料を基に必要書類を準備する
- 3. 必要書類を学生課奨学金係窓口に提出する
- ※上記手続きは、出願に係る手続きです。採用後、別途手続きが必要となります。
- ◆平成 29 年度 第一種奨学金(海外協定派遣対象)出願期限 【毎月月末締め切り】 (書類提出月の3ヶ月後に初回入金)
  - ※留学開始3ヶ月以上前の申請はできません
- ◆提出書類 ※希望される方は学生課奨学金係窓口でお受け取りください
  - ①「申込書
  - ②「収入に関する証明書類」を添付した「証明書類綴り」
  - ※父・母両方の収入に関する証明書が必要です(無収入の場合も証明書必要)
  - ③「第一種奨学金(海外協定派遣対象)申込みに係る重要事項確認」
  - ④「第一種奨学金(海外協定派遣対象)確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」
  - ※①~③は「貸与奨学金を希望する皆さんへ」に同封されています

手続きの詳細は、学生課奨学金係窓口にてご確認ください。